

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2003年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続の誕生

国際協力銀行は、2003年10月、地域住民の参加の促進と対話の重視、環境社会配慮確認、積極的な情報提供を特徴とする「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン¹」(以下、「新環境ガイドライン」)を全面施行しました。同時に、新環境ガイドラインの遵守を確保するため、異議申立手続²が施行され、2名の環境ガイドライン担当審査役(以下、「審査役」)が手続の運用を開始しました。



安念 潤司 審査役 (あんねん じゅんじ)

弁護士、成蹊大学法科大学院教授、東京大学国際・産学共同研究センター客員教授。

昭和54年、東京大学法学部卒業。北海道大学法学部助教授、米国ハーバード・ロー・スクール客員研究員等を経て、平成5年、成蹊大学教授。平成8年、東京大学先端科学技術研究センター客員教授。平成16年、成蹊大学法科大学院教授。専門は憲法、行政法、経済法。環境規制等を含む環境概論も講義。最近の論文に『法と経済学から司法改革をみる』、『行政訴訟は特殊なのか』等がある。

松下 和夫 審査役 (まつした かずお)

京都大学大学院地球環境学堂教授(地球環境政策論分野)。国連大学高等研究所客員教授。

昭和47年、東京大学経済学部卒業。同年、環境庁入庁。平成2年から4年までUNCED(環境と開発に関する国連会議)事務局上級計画官としてリオ地球環境サミットを担当。環境庁環境保全対策課長、内閣審議官等を歴任後、(財)地球環境戦略研究機関副所長代行等を経て平成13年より現職。著書に『環境ガバナンス』、『環境政治入門』等がある。



¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

<http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/guide/kankyau/index.php>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」

<http://www.jbic.go.jp/autocontents/japanese/news/2003/000053/index1001.htm>

(2) 異議申立手続の概要

異議申立手続の目的は、国際協力銀行による新環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること、新環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「新環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って総裁に報告します。さらに、関係者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にみてもほぼ類例のない試みであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」においても未だ具体化されていないものです。

(3) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

2. 2003 年度活動報告

(1) 2003 年度の異議申立て

2003 年度(2003 年 10 月～2004 年 3 月)は、異議申立の受領はありませんでした。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役やその選考過程等を紹介しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し本店、大阪支店、海外の駐在員事務所を通じて一般の方にも配布しています。更に、国際協力銀行の広報誌「JBIC TODAY」(和文、英文)等においても、異議申立手続の概要や審査役のプロフィール等を掲載し、その存在と活動内容について周知に努めています。



異議申立手続のホームページ画面



[異議申立手続冊子](#)



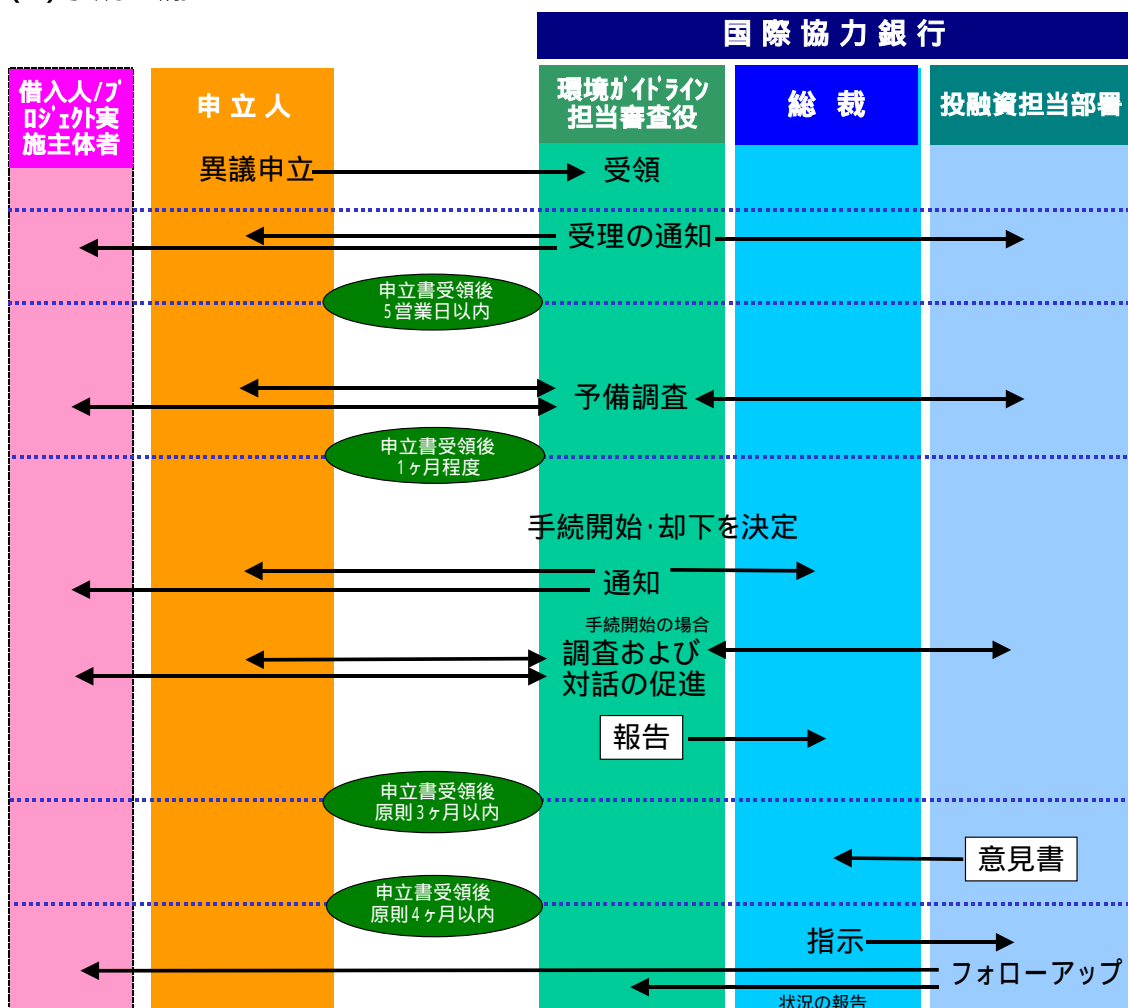
[JBIC TODAY](#)
(2003 年 12 月号)

(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、こうした異議申立手続が 10 年ほど前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 30 件を超える異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも経験・ノウハウを蓄積しています。また、同じ世銀グループの国際金融公社(IFC)は対話促進による問題解決重視型のコンプライアンス・アドバイザー/オンブズマン(CAO)を設置し、これまで 10 件以上の取り組み実績があります。そこで、審査役はこれらの機関と緊密にコンタクトし、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

3. 参考: 異議申立の手続

(1) 手続の流れ



(2) 異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1
国際協力銀行 環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/consult/index.php>

以上

(例)

申立書

平成 年 月 日

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：
(B) 申立人の連絡先：
【代理人がいる場合は以下を記入】
(代理人氏名)
(代理人連絡先)
プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか(いずれかに をする)
は い ・ いいえ

- (C) 異議を申し立てる対象の案件：
- ・ 国名
 - ・ プロジェクトサイト
 - ・ プロジェクトの概要
- (D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：
- (E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：
- (F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：
- (G) 申立人が期待する解決策：
- (H) プロジェクト実施主体との協議の事実：
- (I) 本行投融資担当部署との協議の事実：
- (J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授權していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以上